

## 季節性インフルエンザとの同時流行に備えた医療提供体制

11月1日からは、発熱等の症状がある場合には、  
まずは、かかりつけ医等、地域の身近な医療機関に  
電話で相談してください。

### 【注意事項】

- ① 受診前に必ず電話相談し、  
来院時間を決定
- ② 来院時間を遵守、マスクをした上で来院
- ③ 公共交通機関以外を利用し受診



発熱患者等

かかりつけ医等がない場合

受診・相談センターに  
電話で相談

(かかりつけ医等に  
受診できない場合)

かかりつけ医等に  
電話で相談

「受診・相談センター」で  
「診療・検査医療機関」を案内

(受診できる場合)

- ◆ 受診・相談センター
  - ・ 発熱等の症状がある方専用ダイヤル  
TEL 0954-69-1102
  - ・ その他一般相談用ダイヤル  
TEL 0954-69-1103

「かかりつけ医等」で  
診療・検査

「診療・検査医療機関」で  
診療・検査